

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、土地改良事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の規定による共同施行を含む。）及び土地改良施設の維持管理（以下この条において「維持管理」という。）を行う土地改良区等に対して、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、また農作物等の浸水被害の防止を図るために、予算の範囲内において浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助率等)

第2条 補助対象及び補助率は、別表第1、別表第2-1及び別表第2-2のとおりとする。
2 補助金の交付対象者は、市税を完納している者であること。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（第1様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業内容が確認できる書類（事業計画概要書、実施設計書等）
- (2) 収支予算書
- (3) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第4条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業費の増加又は補助事業の内容を変更する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分の変更等、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 変更内容が確認できる書類
- (2) 収支予算書

2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容等を審査し、適当と認められる場合は、補助金の変更交付を決定し、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、事業完了後、次に掲げる書類を添えて、速やかに規則第13条の規定による実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他必要な書類

- 2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を決定し、補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金確定通知書（第8号様式）を受領した日以降において速やかに補助金請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払承認申請）

第7条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定による補助金の概算払の申請をしようとするときは、補助金概算払承認申請書（第10号様式）に資金状況調を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金概算払承認通知書（第11号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金概算払の請求）

第8条 補助事業者は、前条による補助金概算払承認通知書（第11号様式）を受領した場合は、補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和2年度までの補助金に適用する。

別表第 1 (土地改良施設維持管理等)

| 補助対象 | 補助対象経費 | 補助率 |
|---|--|------------------------|
| <p>(1) 都田揚水組合が管理する都田川改修事業に伴い設置された揚水施設</p> <p>(2) 旧浜北市(中瀬地区)が干害対策機械揚水事業として設置した揚水施設</p> <p>(3) 旧春野町(松草・一草・平木・前島地区)が水窪ダム取水工事補償基金をもとに設置した揚水施設</p> | <p>施設の維持管理に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1) 当該施設運転に係る電気料</p> <p>(2) 機械修繕費</p> | <p>補助対象経費の2分の1以内</p> |
| <p>下記の土地改良区が管理する土地改良事業により設置された機械排水施設の維持管理事業</p> <p>(浜松土地改良区、浜松市西南部土地改良区並びに村櫛土地改良区)</p> | <p>施設の維持管理に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1) 管理人・運転人報酬 市の管理する排水機場の管理人・運転人報酬を基準とする。</p> <p>(2) 施設運転に係る電気料、水道料</p> <p>(3) 機械修繕費</p> <p>(4) 当該施設に係るゴミ処理費</p> <p>(5) 機械保守点検料</p> | <p>補助対象経費の10分の10以内</p> |

別表第2-1(土地改良事業関係)

- ・費用負担区分[]は振興山村又は過疎地域
- ・地元負担は事業主体が負担すべき国県補助を除いた割合

| 工種 | 区分 | 対象事業 | 補助率 | 負担区分(割合) | | | |
|---------------|---|--|-------------|-----------|-----------|-----------|------|
| | | | | 国 | 県 | 地元負担 | |
| | | | | | | 市 | 改良区等 |
| 土地改良施設の維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・排水 ・幹線用水施設(開渠・暗渠) ・末端用水施設(開渠) ・安全施設 ・ため池 ・排水機場 ・揚水機場(畑かん機械設備を除く) | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、水利施設整備 | 地元負担の100%以内 | 50% | 8.5% | 41.5% | 0% |
| | | 県単独農業農村整備事業 | | 0% | 1/3 [1/2] | 2/3 [1/2] | 0% |
| | | 非補助土地改良事業、土地改良区等単独事業 | | 0% | 0% | 100% | 0% |
| | | 維持管理適正化事業 | | 30% | 30% | 40% | 0% |
| 調査設計 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査 ・測量 ・設計 | 県営事業の計画樹立のための調査・測量・設計及び計画概要書の作成に要する経費(かんがい排水事業、農道整備事業に限る) | 0% | 50% | 50% | 0% | |
| | | 団体営事業の計画樹立のための調査・測量・設計及び計画概要書の作成に要する経費(かんがい排水事業、農道整備事業に限る) | 50% | 0%~8.5% | 41.5%~50% | 0% | |
| 確定測量 | | 経営体育成樹園地再編整備、経営体育成基盤整備、農村振興総合整備 | 45% | 27.5% | 27.5% | 0% | |
| | | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 50% | 15% | 35% | 0% | |
| 農業農村整備事業特別賦課金 | <ul style="list-style-type: none"> ・排水 ・幹線用水施設(開渠・暗渠) ・末端用水施設(開渠) ・安全施設 ・農道整備 | 県単独農業農村整備事業、県単独耕作放棄地解消基盤整備事業、水利施設整備事業 | 0% | 0% | 100% | 0% | |
| 耕作放棄地解消基盤整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備 ・用排水路整備 | 県単独耕作放棄地解消基盤整備事業(県営) | 0% | 50% | 50% | 0% | |
| | | 県単独農業農村整備事業(改良区等) | 0% | 1/3 [1/2] | 2/3 [1/2] | 0% | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・移転補償 ・用地補償 | 県単独耕作放棄地解消基盤整備事業(県営) | 0% | 50% | 50% | 0% | |

別表第2-2(土地改良事業関係)

- ・費用負担区分[]は振興山村又は過疎地域
- ・地元負担は事業主体が負担すべき国県補助を除いた割合

| 工種 | 区分 | 対象事業 | 補助率 | 負担区分(割合) | | | |
|-------------|--|--|-------------------------|----------|-----------|---------------|------------|
| | | | | 国 | 県 | 地元負担 | |
| | | | | | | 市 | 改良区等 |
| 土地改良施設の維持管理 | ・末端水田用水施設(暗渠) | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、水利施設整備 | 事業費に対する地元負担の割合が5%となるまで | 50% | 8.5% | 36.5% | 5% |
| | | 県単独農業農村整備事業 | | 0% | 1/3 [50%] | 2/3-5% [45%] | |
| | | 非補助土地改良事業、土地改良区等単独事業 | | 0% | 0% | 95% | |
| | | 維持管理適正化事業 | | 30% | 30% | 35% | |
| | ・末端畑かん施設(機械設備を含む) | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、水利施設整備 | 地元負担の50%以内 | 50% | 8.5% | 20.75% | 20.75% |
| | | 県単独農業農村整備事業 | 事業費に対する地元負担の割合が30%となるまで | 0% | 1/3 [50%] | 2/3-30% [20%] | 30% |
| | | 非補助土地改良事業、土地改良区等単独事業 | 0% | 0% | 70% | | |
| | | 維持管理適正化事業 | 事業費に対する地元負担の割合が20%となるまで | 30% | 30% | 20% | 20% |
| 調査設計 | ・調査 ・測量 ・設計 | 県営事業の計画樹立のための調査・測量・設計及び計画概要書の作成に要する経費(かんがい排水事業、農道整備事業を除く) | 地元負担の50%以内 | 0% | 50% | 25% | 25% |
| | | 団体営事業の計画樹立のための調査・測量・設計及び計画概要書の作成に要する経費(かんがい排水事業、農道整備事業を除く) | | 50% | 0%~8.5% | 20.75%~25% | 20.75%~25% |
| 鳥獣害防止対策 | ・農地における野生鳥獣侵入防止施設 | 県単独鳥獣害防止対策事業 | 地元負担の1/3以内 | 0% | 0% | 1/3 | 2/3 |
| 耕作放棄地解消基盤整備 | ・耕作放棄地解消 ・区画整理 ・客土 ・土壌改良 ・暗渠排水 ・鳥獣害防止対策施設 | 県単独耕作放棄地解消基盤整備事業(県営) | 地元負担の50%以内 | 0% | 50% | 25% | 25% |
| | | 県単独農業農村整備事業(改良区等) | | 0% | 1/3 [50%] | 1/3 [25%] | 1/3 [25%] |
| 農業振興エリア整備 | ・末端用水施設(暗渠) ・区画整理 ・園内道路 ・暗渠排水 ・排水路 | 戦略畑地農業整備事業 | 事業費に対する地元負担の割合が5%となるまで | 50% | 30% | 15% | 5% |
| | | 県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業 | | 0% | 50% | 45% | |
| | | 農業基盤整備促進事業(農協等) | | 50% | 0% | | |
| | ・農作物被害防止施設(防風ネット) | 農業基盤整備促進事業(農協等) | 地元負担の10%以内 | 50% | 0% | 5% | 45% |

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金交付申請書

下記のとおり の補助金を交付されたく申請します。

記

| | |
|--|-------|
| 1 補助事業の目的及び内容 | |
| 2 完了予定日 | 年 月 日 |
| 3 補助事業の経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の負担方法 | |
| 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出方法 補助金申請額 円 内 訳 | |
| 5 その他 | |

- 添付書類
- 1 事業内容が確認できる書類（事業計画概要書、実施設計書等）
 - 2 収支予算書
 - 3 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
 - 4 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
 - 5 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

第2号様式(第3条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 課)

補助金交付申請者

住 所(又は所在地)

氏 名(又は法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金交付要綱第2条第2項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付及び納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

（あて先） 浜松市長

（誓約者）
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

第4号様式(第3条関係)

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のありました の補助金
について、浜松市補助金交付規則第7条の規定により次のとおり条件を付して交付します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 条件
 - (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - (5) 事業完了後、速やかに別に定める様式により実績報告書を市長に提出すること。
 - (6) 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - (8) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - (10) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた
浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金について、下記のとおり変更したいので申請し
ます。

記

- 1 事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

- 添付書類
- 1 変更内容が確認できる書類
 - 2 収支予算書

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け変更承認申請について審査した結果、下記のとおり承認し、条件を付して交付します。

記

1 事業名

2 変更交付決定額 円

3 その他変更承認内容

4 条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 事業完了後、速やかに別に定める様式により実績報告書を市長に提出すること。
- (6) 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (8) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (10) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業実績報告書

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって補助金（変更）交付決定の
あった事業について、下記のとおり完了したので浜松市補助金交付規則第13条の規定に
より、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 完了の年月日 年 月 日

3 事業の内容

4 事業の成果

添付書類 収支決算書

第8号様式（第5条関係）

浜松市第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金確定通知書

年 月 日付け提出のありました浜松市土地改良施設維持管理等事業実績報告書を審査した結果、浜松市補助金交付規則第14条の規定により、下記の金額を浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金として交付確定します。

記

1 事業名

2 交付確定額 円

第9号様式(第6条、第8条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金(概算払)請求書

年 月 日付け浜松市(指令)第 号により補助金の交付確定(概算払承認)を受けた浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求金額 円

(変更)交付決定額 円 - 既受領額 円 = 請求金額 円

3 振込先 金融機関名
口座種別・番号
フリガナ
口座名義人

第10号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって補助金(変更)交付決定のあった浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金について、下記のとおり概算払により交付されたく申請します。

記

- 1 事業名
- 2 概算払申請理由
- 3 (変更)交付決定額 円
- 4 概算払申請額 円
- 5 概算払時期 年 月

添付書類 資金状況調

第11号様式（第7条関係）

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良施設維持管理等事業費補助金概算払承認通知書

年 月 日付け概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり承認します。

記

- 1 事業名
- 2 (変更)交付決定額 円
- 3 概算払承認額 円
- 4 概算払時期 年 月